

四日市市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月25日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第20号

四日市市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例

四日市市風致地区内における建築等の規制に関する条例（平成27年四日市市条例第21号）の一部を次のように改正する。

改正後
別表第2（第4条関係） 通知行為
1 から 8 まで （略）
9 <u>漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和25年法律第137号）第3条第1号に掲げる基本施設又は同条第2号イ及びロに掲げる機能施設に関する工事の施行又は漁港施設の管理に係る行為</u>
10 から 14 まで （略）
15 <u>電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第16号に規定する電気事業の用に供する電気工作物の設置（発電用の電気工作物及び同項第14号に規定する発電事業の用に供する蓄電用の電気工作物の設置を除く。）又は管理に係る行為</u>
16 から 25 まで （略）
26 <u>放送法第2条第2号に規定する基幹放送の用に供する線路又は空中線系及びこれらに係る電気通信設備を収容するための施設の設置又は管理に係る行為</u>
27 から 37 まで （略）

改正前
別表第2（第4条関係） 通知行為

1 から 8 まで (略)

9 漁港漁場整備法 (昭和 25 年法律第 137 号) 第 3 条第 1 号に掲げる基本施設又は同条第 2 号イ及びロに掲げる機能施設に関する工事の施行又は漁港施設の管理に係る行為

10 から 14 まで (略)

15 電気事業法 (昭和 39 年法律第 170 号) による電気事業の用に供する電気工作物の設置 (発電の用に供する電気工作物の設置を除く。) 又は管理に係る行為

16 から 25 まで (略)

26 放送法 (昭和 25 年法律第 132 号) 第 2 条第 2 号に規定する基幹放送の用に供する線路又は空中線系及びこれらに係る電気通信設備を収容するための施設の設置又は管理に係る行為

27 から 37 まで (略)

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(都市整備部都市計画課)